

追手門学院大学研究生に関する規則

昭和47年1月24日

制定

第1条 この規則は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）第47条及び追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

第2条 研究生に関しては、学則及び大学院学則によるほか、この規則による。

第3条 研究生の入学は、当該学部又は研究科において授業上支障のない場合に限り、選考の上これを許可する。

第4条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。

第5条 本大学学部研究生として入学することのできる者は、大学を卒業し、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 本大学大学院に研究生として入学することのできる者は、大学院修士課程を修了し、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第6条 研究生の研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、第10条の手続を経て研修期間を延長することができる。

2 研修期間が、当該学年末に終了しないときは、次学年の始めに第10条の手続をしなければならない。

3 前項により研修を継続する場合、及び本学の卒業生は、審査料を免除する。

第7条 研究生は、指導教員のもとで研修するほか指導教員担当の講義を聴講し、演習に参加することができる。ただし、指導教員担当科目を除いて聴講科目がある場合は、所定の聴講料を納付しなければならない。

第8条 研究生は、許可を得て図書館及び設備を利用することができる。

第9条 研究生は、研修期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。研究報告書を提出した研究生の願い出により研究証明書を交付することができる。ただし、研究生に対しては、単位を与えない。

第10条 研究生を出願する者は、所定の願書に、履歴書、研究生研修計画書、最終出身学校の卒業（見込み）証明書、又は修了（見込み）証明書、健康調査質問票、写真及び所定の審査料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第11条 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに学則第53条第4項に定める研究指導費を納付しなければならない。

2 研修期間が6ヶ月の場合は、前項の研究指導費は半額とする。

3 第1項及び第2項に定める研究指導費を指定の期日までに納付しない者は、入学の許可を取り消す。

第12条 研修に特別の費用を要する場合は、当該学部又は研究科の定めるところにより、研究生がその経費を負担しなければならない。

第13条 研究生には、研究生としての学生証を交付する。

第14条 この規則の改廃は、教務主事会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。